



基本目標

若葉区PR版

# 『だれもがいきいきと暮らせる しあわせのまち 若葉区』

～あなたとわたしでつくる支えあう地域福祉の実現を目指して～

若葉区地域福祉計画 平成18～22年度



平成18年3月 千葉市

- ・もう少し詳しく知りたい方は、千葉市のホームページ、又は、出前講座をご利用ください。
- ・このPR版は、地域福祉計画を推進するための資料です。説明会などで必要な方は千葉市保健福祉総務課までご連絡ください。(連絡先は最終ページ参照)

表紙・文中のイラストは地区フォーラム委員永原さんの提供によるものです。

## 計画策定の背景

近年、少子高齢化や核家族化の進展、生活習慣や価値観の多様化などにより、お隣同士での助けあいや地域のつながりが弱くなりました。

地域で暮らす人が、他人を思いやり、お互いを支えあう気持ちを持ち、住み慣れた地域で誰もがその人らしい、安心して充実した生活が送れるような地域づくり「地域福祉の推進」が求められるようになりました。

こうしたことから、国では、地域住民、事業者、活動団体、行政などがお互いに協力して地域で支えあい、助けあうまちをつくっていくために、社会福祉法を改正し「市町村地域福祉計画」の策定を定めました。

千葉市でも計画策定に取り組み「地域に暮らすすべての人」を、区民一人ひとりが地域で支えあい、主体的に取り組んでいく仕組みをつくることを目指し、ここに「若葉区地域福祉計画」を策定することにしました。

## 計画の位置づけと計画期間

この計画は、社会福祉法の「市町村地域福祉計画」として位置づけられますが、千葉市は市域も広く、区によって異なる地域の実情を十分に反映するため、区ごとに計画を策定し、あわせて各区共通の基本的理念や意義を盛り込んだ「市地域福祉計画」を策定することにしました。

計画期間は、平成18年度から22年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

## 策定にあたっての考え方

幅広く多くの区民の方の参加を得て、計画を策定しました。

計画の策定には、地域福祉の推進の担い手となる区民の皆さんの参加が不可欠です。そこで、要支援者を含む地域住民の方、民生委員・児童委員等の社会福祉活動を行う方、社会福祉を目的とする事業を経営する方など、幅広い分野から参加していただき、計画を策定しました。

「生活者の視点」を大切にしました。

生活に関わる様々な課題について、地域で暮らす生活者の視点から捉え、地域のつながりの中で解決していくことを大切にしました。

生活課題全般を対象とする計画にしました。

福祉の課題に限定せず、健康づくり、防災・防犯など、生活に密接に関連する課題も含めた計画としました。

ゴミを出すのが大変！

## 計画ができるまで

若葉区を4つの区域に分け、地区フォーラムを設置しました。(平成16年1月)

地区フォーラムでは、区全体で77名の委員に参加をいただき、約1年をかけて、身近な生活全般に関わる課題(身近な生活課題)を出し合い、地域が連携してできることを中心に、解決策を話し合いました。

計画素案づくりは、16名の委員で構成する作業部会を中心に行い、計画の柱となる基本方針や、課題解決のための具体的な取り組みなどを検討しました。

策定作業の節目では、地区フォーラムから選出された25名の委員で構成する、策定委員会でさらに検討を深め、若葉区地域福祉計画が完成しました。



高齢者の世帯では、重いゴミ袋を持って指定場所まで行くのも一苦労。

だれか代わりにゴミ出しをしてくれると助かるんだけど。

身近な生活課題って？  
たとえば

子どもの登下校が心配！

あい変わらず小学生の登下校中にいたずらされたり誘拐されたりという事件が続発しています。

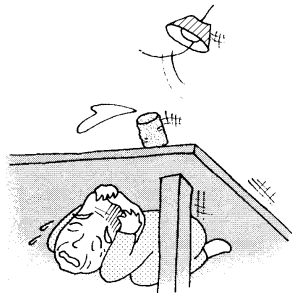
わが家は共働きで、日中家にはだれもいないからとても心配。



大地震が起こったら！

神戸でも新潟でも救援体制が整うまで3日ほどかかったそうです。

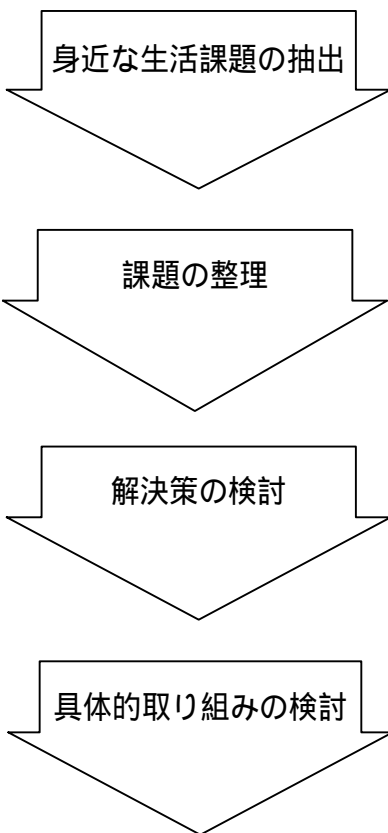
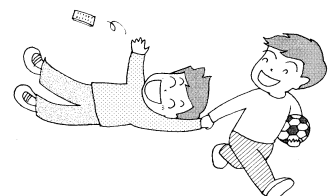
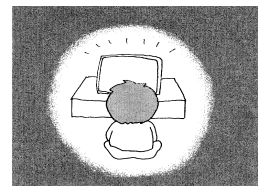
それまでの間、地域でどう支え合うかが重要なんだけど、私たちの地域は大丈夫？



障害のある子は放課後どうしてる？

障害の重い子どもは、地域から離れて通っている場合が多く、放課後は母親とテレビだけが遊び相手。

近所に子どもを理解してくれる人はいるかしら？

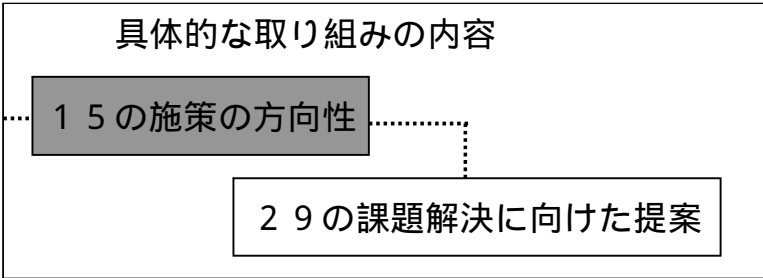


基本目標

区の目指すべき将来像として決めました。

だれもが いきいきと暮らせる しあわせのまち 若葉区  
- あなたとわたしでつくる 支えあう地域福祉の実現を目指して -

5つの仕組み  
(基本方針)



**仕組み1**

だれもが顔見知り、交流とふれあいの仕組みをつくりましょう

- 1 近隣同士がふれあう機会をつくる
  - (1) 向こう三軒両隣ふれあい運動の推進
  - (2) 子どもたちを見守り育てる活動の実施
- 2 世代やハンデを超えてふれあう機会をつくる
  - (3) 公園やサークル活動を利用した交流機会の創出
  - (4) 福祉施設等でのふれあい交流活動の実施
- 3 気軽に過ごせる場所をつくる
  - (5) 気軽に過ごせる拠点(ふれあいハウス・サロン・センター)の創出
  - (6) 多様な仲間づくり、市民活動の促進

**仕組み2**

あなたもわたしも地域の一員、身近な支えあいの仕組みをつくりましょう

- 4 身近なところから支えあいの機運を高める
  - (7) 仕組みづくりの啓発活動(助けあいシステムへのとっかかり施策として)
  - (8) 活動の中核となれる人材の発掘
  - (9) 私たちのまちの福祉を考える会(仮称)の設置
- 5 支えあうシステムをつくる
  - (10) 助けあい支えあいシステム
  - (11) 地域でできる介護予防

### 仕組み3

備えあれば憂いなし、  
安全と見守りの仕組み  
をつくりましょう

#### 6 防犯・防災意識を高め実践する

(12) 防犯・防災意識の啓発活動

(13) 防犯・防災巡回の実施

#### 7 要支援者を見守る

(14) 要支援者の把握

(15) 要支援者を見守る体制の整備

(16) 民生委員・児童委員の活動支援

#### 8 緊急時の支援システムをつくる

(17) 緊急時避難誘導システムの構築

#### 9 障害者を支援する環境を整える

(18) 障害者福祉施設整備の充実

(19) 障害者支援のための規程の整備

#### 10 バリアフリーをすすめる

(20) 地域バリアフリー計画

#### 11 交通問題を改善する

(21) 交通不便地区の解消

(22) 交通バリアの解消

### 仕組み4

必要な情報が行き渡り、  
気軽に相談しあえる  
仕組みをつくりましょ  
う

#### 12 身近に情報が得られ相談できる

(23) 地域福祉に関する情報のホームページ開設

(24) 地域版「よろず相談窓口」の構築

(25) 身近な場所に出張相談

### 仕組み5

世代を超えて、ともに  
学びあい参加できる  
仕組みをつくりましょ  
う

#### 13 家庭や地域で福祉の心を育む

(26) 福祉のこころを育む活動の推進

#### 14 人材を発掘し活用する

(27) わかばボランティアクラブの発足

(28) ふれあいワーク&ショップ活動の創設

#### 15 福祉を学び実践する

(29) 地域での福祉教室の開催と活動支援

**(1) 向こう三軒両隣ふれあい運動の推進**

はじめは自分自身、あるいは家庭での日常的なあいさつが励行できるよう努めます。ポスターやステッカーづくりなどであいさつ運動の啓発に取り組みます。生活マップづくり(ゴミ収集や医療機関情報、お店情報やバリアフリーマップなど)やその配布を通して交流を深めます。いつも誰かの手助けを受けるばかりではなく、自らのできる手助けをすることで、相互の信頼やきずなが深まるようなまちがつくられるよう努めます。

**(2) 子どもたちを見守り育てる活動の実施**

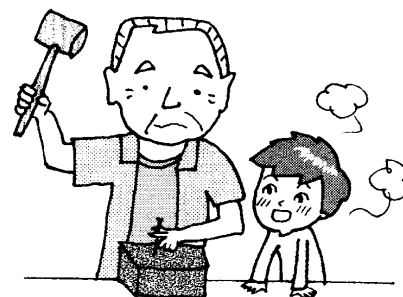
小学校区を中心として、地域で子どもたちを見守り育てる活動を展開し、住民の交流を図ります。例えば、小学校の行事を地域のお祭りのイベントにして、住民の参加、協力の場にします。

子どもたちの居場所として、地域子ども教室事業(わくわくキャンパス、すくすくスクールなど)という取り組みが一部の小学校で行われています。

例えば、このスタッフとして、シニアボランティアや地域住民が参加し、昔遊びの指導や遊び相手、話し相手として参加し、交流を図ります。

このような活動を通じて、子どもたちの放課後の安全な居場所、見守りの体制をつくり、地域と学校との連携をより深めます。

青少年育成委員、町内自治会、社会体育振興会、小中学校などと協力して、地域の老人クラブや町内自治会、社会体育振興会等の行事(運動会、グラウンドゴルフなど)に、子どもたちも参加できる機会をつくるなど、だれもが参加できる地域交流行事の創出を検討します。

**(3) 公園やサークル活動を利用した交流機会の創出**

公園の美化活動を通して、住民の交流の足がかりにします。地域の公園を地域住民の見守りと世代を超えた交流の場にします。

例えば、公園を乳幼児を連れた親子、小学生の遊び場としてだけでなく、地域住民が美化作業（ボランティア）に積極的に参加し、世代を超えて気軽に声かけられる場として役立て、身近な助けあいへとつなげていきます。子ども会の運営に、地域住民（地域の高齢者や子ども会に子どもが属していない人）が協力することで、地域の子どもの交流を図ります。



公民館、コミュニティーセンターなど、地域の中で自主的に行われているサークルや集まり、スポーツ広場などで行われているグラウンドゴルフなどへ、世代やハンデ（活動や参加に制限）を超えて積極的に参加する機会を増やします。

#### （４） 福祉施設等でのふれあい交流活動の実施

地域の中にある子育て支援、高齢者、障害者などのための福祉施設等に、地域住民が関心を向けて、ボランティア活動を行っていきます。

福祉施設等も積極的な地域交流を図るため、施設の開放や専門職員の派遣、ノウハウの提供など、地域の福祉向上に寄与していくよう努めます。

##### 実践例 1

高齢者デイサービスセンター「シャローム若葉（桜木町）」では、『おげんきくらぶ』という活動を、平成 8 年 4 月に立ち上げ、施設の機能を地域に開放しています。

内容は、月 1 回程度、ボランティア講師を招き、地域住民を対象にした陶芸、書道、俳句、健康体操、カラオケ、園芸など多様な教室が開かれるほか、自主的な交流会や食事会なども実施しています。参加者は 50 代以上の方々が多く、交流を通して介護予防やいきがいきづくりにもつながっています。

また、平成 17 年 8 月に開設された「シャローム若葉・グループホーム虹の家（若松町）」では、地域の皆さんがいつでも立ち寄れるよう、地域交流スペースとして安らぎの空間が設けられているのが特徴で、地域のボランティアの方々の協力により『ふれあいサロン美助人（びすけっと）』が運営されています。

内容は、月曜から金曜までの毎日、地域の憩いの場として、また福祉を語り考え情報を得る場として気軽に立ち寄れます。語らい、喫茶のほか、写真展、作品展、福祉・介護の勉強会、講演会なども企画されています。

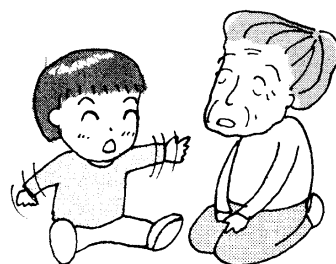
## (5) 気軽に過ごせる拠点(ふれあいハウス・サロン・センター)の創出

### 「・・・町内自治会ふれあいハウス」

- ・町内自治会単位で、住民の暮らすまち中に近隣住民の身近な交流の場を、個人宅、老人つどいの家、グループホームなどを拠点として運営します。
- ・住民が気軽に立ち寄れる範囲で、おしゃべりやお茶を飲めるようなふれあいハウスの運営を広めるとともに、新たなハウスづくりに取り組むノウハウの提供などを、ボランティア活動で支援します。

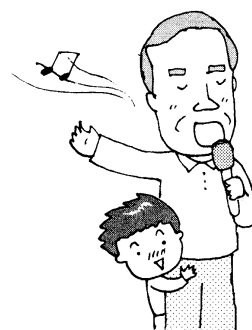
### 「・・・小学校地区ふれあいサロン」

- ・小学校区を単位として、いつでも人と情報が行きかう交流のためのサロンづくりを行います。
- ・自治会館、空き教室、福祉施設などを拠点として、気軽なおしゃべりの機会の提供をはじめ、カルチャー企画、お楽しみ企画、ふれあいショップの運営(不要品のリサイクルや福祉作業所等の委託販売など)などを行います。



### 「・・・中学校地区ふれあいセンター」

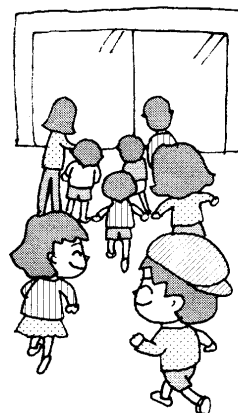
- ・中学校区単位で、人の立ち寄りやすさを主眼におき、公民館、商店街の空き店舗、コミュニティーセンター、福祉施設等を拠点として、ふれあいショップの運営(不要品のリサイクルや福祉作業所等の委託販売など)、保健福祉センターと連携しての健康相談や検診、社協区事務所などと連携しての講座や講習などを行います。



### 「若葉区ボランティアセンター(若葉保健福祉センター内)」

#### - ボランティア活動、市民活動の拠点としての2つの機能 -

- ・情報収集と発信の拠点として、区内の福祉活動の情報が集まる場に(例えば、施設、介護グループ、市民活動グループなどの情報を集約、必要な情報が得られるようデータベース化)します。
- ・区民のボランティア活動の拠点施設として、日曜日の開設や平日の開設時間延長等、その施設機能をさらに充実する必要があります。



## 実践例 2

平成11年4月に設立された『若松台ふれあい広場』(若松台3丁目)は、他とはちょっと違った老人クラブです。会員数は約120名。絵画や書道、グラウンドゴルフなど、毎月20種余りの講座を延べ80回程度開いています。

前身の「親和会」は、一時、会員が10名程度にまで減りました。これではいけないと一念発起した当時の世話人達が、「高齢者を連想させる」ということでクラブの名前を改め、年齢制限も50歳代から入会できるように引き下げたところから現在に至っています。

今では、あまりに盛況で、活動拠点の自治会館が手狭になるなどの悩みもありますが、会員の健康、友愛、社会奉仕をベースに、新しい老人クラブの姿を求めて活動を続けています。

## (6) 多様な仲間づくり、市民活動の促進

比較的閉じこもりがちな行動や参加に制限のある方同士、あるいはその家族が気軽におしゃべりしたり、同じ悩みを分かち合ったり、リフレッシュしたり、制度や仕組みに対する要望や意見をまとめることのできる交流の場が必要です。

これらの活動を支えるボランティアの支援を行う必要があります。

他のグループとの交流を促進し、当事者自らも積極的に参加するよう努めます。

## (7) 仕組みづくりの啓発活動(助けあいシステムへのとっかかり施策として)

主に市社協や行政による地域福祉の啓発活動を展開しながら、一人ひとりの身近な助けあいへの関心や意識を高めていきます。

- ・チラシや市政だよりなどによる地域福祉に関する広報
- ・市社協等での講習会、勉強会(先進地域の助けあい事例紹介等も含む)
- ・町内自治会等での地域福祉に関する話し合い

## (8) 活動の中核となれる人材の発掘

区内に居住する各種の福祉関係の専門職やことぶき大学校などの生涯大学の修了者、ボランティア経験者などから希望者を募り登録(人材バンク)します。

特に定年退職者などは、有力なサポーターとして今後期待されます。



### (9) 「わたしたちのまちの福祉を考える会」(仮称)の設置

例えば、町内自治会内の福祉課題に問題意識をもって、話し合う仲間づくりを推進します。町内自治会での福祉活動の一環として取り組む場合は、総会等で承認を得る必要があります。



地域福祉を実践している先進事例の勉強会、見学会などを開催します。

住民の福祉ニーズを把握し、私たちのまちに見合った相互支援システムをつくります。

### (10) 助けあい支えあいシステム

現在、若葉区の一部で実施している助けあい支えあい組織を参考にしながら、下記のような日常生活全般の助けあいシステムをつくります。

買い物、外出、通院、庭の手入れ、ちょっとした大工仕事、ごみ出し、食事、洗濯や掃除、話し相手、よろず困りごと相談、安否の確認、ペットの世話、パソコン指導、公共機関などへの手続き、子守り、通学見守り、留守番、趣味やスポーツの相手、手話、介護予防教室

初期の段階では、担い手となる町内自治会をはじめ各種団体での啓発、勉強会、ニーズの把握などに努め、共通認識の醸成を図ります。

先行事例の学習会や、相互支援組織の立ち上げ(支援者・利用者の募集、規程の整備など)を行い、試行実施をします。

いくつかの先進モデル地区を設定し、実践活動を開始します。

その他

- ・事務局の設置場所や活動員の確保が課題となります。
- ・利用料の設定については、担い手と受け手との対等性や事業の継続性の見地から検討していく必要があります。



#### 実践例3

貝塚北部自治会には「福祉を考える会」という互助組織があります。

この会は、会員相互の援助活動により、介護保険や市のサービスなど公助のはざ間を補い、互助の輪を広げ、自助を支援することにより、「この地を終の棲家と定めた高齢者の方々が、老後を明るく楽しく暮らせるような街づくりの形成に役立つこと」を目的に、平成16年8月に立ち上げられました。

平成18年2月末日までに、317件の様々な日常生活の支援依頼(蛍光灯の取り替え・お風呂の目地の修復・庭の手入れ・留守番・大型家具の廃棄・買い物や墓参り同行など)に応じています。

#### 実践例 4

会員制のたすけ合いグループ『てくてく』（若葉区都賀の台）は、「地域の中で、助けたり助けられたり、毎日を安心して暮らしたい！」そんな思いから、平成9年7月に設立されました。

何らかの理由で、人の手を借りなければ日常生活の維持が困難な方への援助です。ケアは、有償ですが、有償にすることによって、適正な手助けが図られ、「やってあげる」という意識をなくし、対等の立場に立つことができます。

ケアを受ける側も行う側も同じ会員です。会員同士の信頼関係を大切にするため入会金は双方とも拠出します。会員数は、約100名です。

地域の中で、「ちょっとした手助けがあればいいのに…」と思ったとき、気軽に声かけられるグループを目指しています。

#### (11) 地域でできる介護予防

地域住民が介護予防に関心をもち、意識し合い、声をかけ合い、介護予防プログラムに参加します。

健康チェックシートで自立度を判断します。

心と体の健康づくり、身近なところではじめます。老人クラブのサークル活動に、筋力トレーニングなどを取り入れてみるのも必要です。

世代間交流も取り入れ、介護予防を地域の課題として、町内自治会などでも取り組みをすすめます。

介護予防教室など、地域で行われている情報を提供します。

福祉関連施設、若葉保健福祉センター、地域包括支援センター、医療機関などの支援、連携が必要です。



#### (12) 防犯・防災意識の啓発活動

地区ごとに定期的に町内の巡回を実施することにより、「目」のあるまちというイメージを定着化していきます。

ひとけのない危険箇所については、ピンポイントで巡回の重点箇所に指定するほか、地域住民に広く周知します。

地元警察や消防署に要請し、パトロールカーによる密度の濃い巡回や消防車による「火災予防」を呼びかける巡回活動などを行ってもらうことも必要です。

地域での防犯の講習会や防災訓練を定期的実施していくような取り組みも行っていく予定です。

### (13) 防犯・防災巡回の実施

町内自治会などに防犯・防災組織を立ち上げ「午前班」「午後班」「夜間班」などに組み分け、専用のユニフォームや腕章を着用し、「見守り」「声かけ」をしながら所定の地区を巡回します。

特に、高齢者住居、不在住居、留守（長期）宅及び駐車場等に関しては重点的にチェックします。不審者、不審車両には、十分注意し、必要に応じてメモをとり、組織の責任者や警察に通報します。

巡回員は、多数の人材を要し、地域住民によるボランティアで実施することが想定されるため、ボランティアの募集等を行う必要があります。



#### 実践例5

多部田町いずみ台ローズタウン自治会（戸数約500戸、居住戸数約450戸）では、平成16年12月から自治会内に防犯・防災部を設け自主的な活動を展開しています。

- 1 チームは各曜日ごとに「午前班」「午後班」「夜間班」「通学路見守り班」「ワンワン散歩者班」に編成 人数は5～6人
- 2 巡回員は帽子、腕章、夜間班のみ蛍光塗料付のジャンパー着用
- 3 班分けは、参加ボランティアに対し、アンケートにより都合のよい曜日、時間帯を選択
- 4 ボランティア登録は約200人
- 5 帽子、腕章は全員に配布 蛍光塗料付のジャンパーは備品扱いで自治会保管 警棒・拍子木・懐中電灯・保安灯（点滅、赤色光）・ちょうちん（火の用心）などの備品類も自治会保管
- 6 その他 防犯・防災部長から月末に翌月の編成表をチーム長に配布  
チーム長から出欠表，気がついた点等の報告  
《例えば》「街灯が消えている、瞬いている」、「Aさん宅で可燃物の始末が悪い」、「植木が繁茂し、庭内が確認できない」など

### (14) 要支援者の把握

地域で安心、安全に暮らすための支援が行えるように、各地区に暮らしている独居高齢者、障害者などの把握を、本人の合意とプライバシーの保護に十分配慮しながら行います。

その中で、支援が必要な方（家庭）については、各相談機関と連携をとって、どのような手法による見守りが必要か検討していきます。

要支援でなくても、今後の生活で安心、安全に暮らせるように普段から近隣等との交流機会を設け、関係を密にしておくことも必要です。

### (15) 要支援者を見守る体制の整備

例えば、町内自治会に「見守りチーム」を設け、要支援者の近隣住民（ボランティア）を中核とした支援チームをスタートさせます。

「見守りチーム」は、独居高齢者への声掛け、安否確認、障害者への各種支援、児童の登下校時の見守りなどを行います。

### (16) 民生委員・児童委員の活動支援

民生委員・児童委員による活動を一層充実するため、各委員のもとにボランティアからなる下部組織を編成して、委員の行う活動をバックアップします。

メンバーは、元気な高齢者を中心に編成します。

### (17) 緊急時避難誘導システムの構築

町内自治会などに、普段から支援チームを編成しておき、大地震、台風、大雨等による災害時の避難誘導をスムーズに、的確に実施できるようにします。

優先避難対象者を、本人との合意の下にリストアップし、避難誘導マップを作成します。

要支援者の情報やデータをもつ行政は、「避難マニュアル」や「優先避難対象者マップ」の作成のため、プライバシーに配慮しつつ可能な支援を行います。

チェック!



#### 実践例 6

社協都賀地区部会では、地元の民生委員・児童委員、町内自治会と連携して、災害時、家族の力だけでは避難行動がとり難く、手助けを必要とする方々（例えば、独居高齢者、高齢者世帯、障害者など）の安否が確認でき、また救援活動ができるように『震災時、救援（サポート）対象者表とマップの作成』を行っています。

個人情報の保護が強く求められる時代にあって、その取り扱いが、非常に難しい面もありますが、人命尊重を最優先に考え、地域で災害時に即応できるよう取り組んでいます。

### (18) 障害者福祉施設整備の充実

地域住民は、障害者及びその家族等との交流などを通して、障害者の置かれている状況や実情を理解し、どのような施設が不足しているのか、どのような施設が必要なのか現状を共有し、行政等に働きかけます。

行政は、生活訓練施設、授産施設、グループホーム、福祉工場等、必要な施設が体系づけて整備されるよう、法人の参入を推進するなどの各種支援策を一層充実させていくよう努めます。

### (19) 障害者支援のための規程の整備

地域住民が、障害者及びその家族等との交流などを通して、いままで以上に地域に溶け込めるよう、お互いに努力する必要があります。実情を理解し合い、障害者福祉の充実のために、地域住民と共に行政等に声が届くよう努めます。

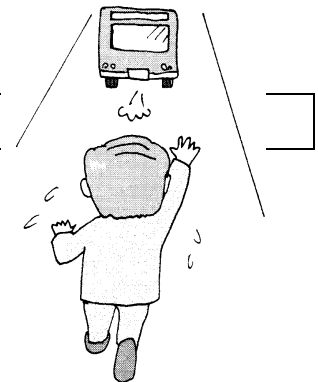
障害者等の支援を必要とする方々が、24時間、生涯安心して暮らしていけるようなシステムを構築するため、より支援しやすい環境を整えていく必要があります。その礎となるべき条例等の規程の整備は、行政が全市的な取り組みの中で検討していく必要があります。



### (20) 地域バリアフリー計画

地域の高齢者、障害者等、地域住民の外出や交通事故の危険を増大させる路上駐車や放置自転車等の公道上の障害物の除去等、自らが常に地域住民の安全や社会参加を支援する視点を持ち、行動することで、地域内の様々なハード面のバリアを解消します。

また、学校・幼稚園等の皆さんによる地域内の福祉施設の訪問や体験、福祉施設から学校・幼稚園等への講師派遣により「福祉」や「介護」「ボランティア」等の学習機会を提供したり、また、様々なシンボルマークの意味するところを理解してもらするなど、社会福祉に対する新たな観点をもつことで、心のバリアフリーの推進にも努めます。



### (21) 交通不便地区の解消

交通不便地区の住民は、地域が一体となってその実情を訴え、交通事業者や行政に声が届くよう努めます。

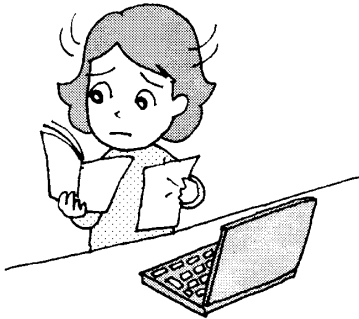
交通事業者や行政は、現在運行中のバスの増便、ルート・循環形態の変更等、地域の実情等を踏まえた見直しを、住民と共に検討する必要があります。また、路線バスの廃止区間などには、コミュニティバスの運行を検討します。

このほか、交通手段として、地域内の助けあい支えあい組織やNPO等による移送サービスの導入などに取り組んでいく必要があります。

### (22) 交通バリアの解消

バス、モノレール事業者等は、低床バスの普及や券売機（障害者切符の発行機能など）の改善など、高齢者や障害者にやさしい交通バリアの解消に努めるとともに、行政もこれらを支援する必要があります。

### (23) 地域福祉に関する情報のホームページ開設



インターネットにホームページを立ち上げて、各種施設や事業内容を詳しく掲載し、要支援者別、事業別の情報だけではなく、相談事例や利用した人のコメントもアップできるようにする等、要支援者が必要とする情報を提供できるよう、様々な方が利用しやすいホームページの作成を検討する必要があります。

また、情報を必要としている人には、郵送、FAX・メール等、当事者が希望する手段で積極的に情報を届けるような体制づくりも必要です。

情報を収集・更新し、必要な人が最新の情報が得られるようにします。

その他

- ・要支援者にアンケート等を実施して、相談機関・事業所・各種サービス・施設の利用状況を調査し、データを収集することも必要です。

### (24) 地域版「よろず相談窓口」の構築

若葉保健福祉センターには、総合相談窓口が設置され、専門の職員が様々な相談に対応していますが、地域には他にも公的色合いが強く、専門家が活躍している様々な社会資源（施設、人）があります。そういった地域の施設や人を活用した相談の仕組みを検討します。

特に、緊急を要するときなど、身近な地域で専門的な相談が受けられるような体制が整えば、抱えている問題が重度化、複雑化する前に解決の糸口がつかめるなど、大きな効果が期待できます。



### (25) 身近な場所に出張相談

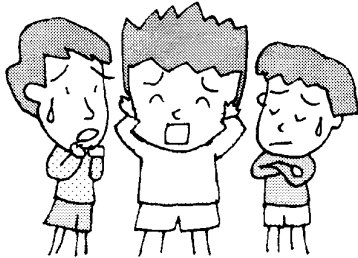
上記「よろず相談窓口」を拠点として、その地域の特性に合った場所（公民館・自治会館・空き教室・ワークホーム等、その地域の人が行きやすい場所）に相談窓口を開設し、実体験のある人（施設職員・ケアマネジャー・介護経験者、大学等の研究機関など）の方に相談を受けてもらいます。その相談内容の解決や支援に繋がる具体的な回答を、その場で提供できるよう、“必ずその場で支援につなげる体制”を整備する必要があります。

その他

- ・上記の実体験のある人だけでなく、ボランティア団体や広く地域の人から支援者を募り、相談事業を支援する会を組織するなどの検討が必要です。

## (26) 福祉のこころを育む活動の推進

ポスター等で、差別やいじめのない社会づくりの啓発運動を行います。



日常の中で起こっている何気ない出来事から、多くの人が、傷ついていることを知り、差別やいじめをなくすための取り組みについて考える機会をもち、実践活動へとつなげます。

差別やいじめを見て見ぬふりをしないで、だれかが声をかけ、見守っていることを伝え、相談・支援の仕組みへとつなげていくことが必要です。

## (27) わかばボランティアクラブの発足

地域に点在する小規模ボランティアグループや個人ボランティア、市民運動等の情報を集約し、ネットワーク化を図り、ボランティアを必要としている人との橋渡しをします。

また、ボランティアの交流や情報交換、メンバーの経験を生かしたボランティア講習会などを開催し、ボランティアの輪を広げていきます。

助けあいグループとも連携しながら、身近な生活支援ボランティアの実践の場としていきます。

小さい子どもから、高齢者、活動や参加に制限のある方まで、自らできることで助けあいができるような地域のボランティア活動を目指します。

新たな支援の要請を受け止め、応えていける窓口として実践活動につなげます。

## (28) ふれあいワーク&ショップ活動の創設

地域の中には、社会のために役立ちたいと思いながら、機会が与えられない方が多くいます。長時間の就労や熟練した技術を要する作業などは難しいけれど、単純な作業、軽作業ならできるという、参加や活動に制限のある方に、単発でも仕事を紹介します。必要に応じてボランティアの支援を活用しながら、働く場所を提供していきます。公共施設などに、「ふれあいショップ」を設置し、福祉作業所の製品、「千産千消」地元の農産物などを販売すると同時に働く場所を創出していきます。



## (29) 地域での福祉教室の開催と活動支援



学校教育の中で、小・中学校では、「総合的学習の時間」が設けられ、高校でも教科として「福祉」が実施されています。福祉施設の訪問や体験学習の機会を設け、さまざまな参加や行動に制限のある方との交流を通して、その存在に気づき、自分との関係性や自分自身の人生観・人間観に照らし合わせていくなかで、「福祉のこころ」を学びます。

地域の美化活動、市民活動、ボランティア活動に積極的に参加し、自分たちの暮らすまちへの愛着と誇りを持つ心を育てます。

地域の中で、活動している福祉施設や市民活動、ボランティア活動を実践されている方を特別講師に招いて、実践的な授業と体験学習を行っていきます。学校教育の場だけでなく、広く、区民に呼びかけた市民活動、ボランティア活動講座（地域福祉教室）を実施します。



### 実践例7

点字と手話の勉強会『てとてん』は、

点字・指点字・手話・触手話の基本的な知識や技能を身につけ、  
障害や障害を持つ人の実情について学び、

地域で互いに支えあう気持ちを深めることを活動のねらいとして、  
平成14年12月設立されたサークルです。

メンバー数は、32名（平成17年3月現在）で、主に、千城台公民館において定例的な活動  
をしています。

このほか、講師を招いた講演会や春・夏・冬休み親子手話レク、地域での手話・点字講座など  
を区内の各小学校などで開催しています。

## 計画の実現に向けて」

計画の実現には地域の力を結集することが必要です。

地域に住む皆さんの参加をベースに、それぞれが役割をもって課題解決に取り組み、お互いが連携を図って若葉区全体の福祉力を上げる必要があります。

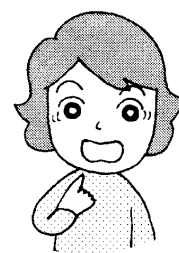
行政の支援

行政は、地域の取り組みを支援するとともに、地域福祉推進のための基盤づくりを行います。

### 担い手として期待される主な役割

個人、家庭、近隣住民

- ・ 日常的なあいさつの励行
- ・ 家族や家庭の中からはじめる福祉意識の醸成
- ・ 自らのネットワークを活用した交流、情報、相談活動
- ・ 地域福祉活動への積極参加



.....など

町内自治会、民生委員・児童委員、福祉関連施設など

- ・ 町内自治会活動の活性化
- ・ 有効なサポーター（ボランティア等）の発掘
- ・ 自治会館、集会所等の有効活用
- ・ 福祉活動推進員（社協地区部会）との連携
- ・ 民生委員・児童委員の活動推進
- ・ あいさつ運動等の促進
- ・ 福祉関連施設の地域交流の促進、設備、マンパワー、ノウハウの活用

.....など

社会福祉協議会（市社協、区事務所、地区部会）

- ・ 区事務所の体制強化
- ・ ボランティアセンターの開設日拡大、開設時間延長などの機能強化
- ・ わかばボランティアセンター運営委員会の設置
- ・ 区内全域への社協地区部会の設置推進・支援
- ・ 福祉施設、福祉関連企業、NPO・市民活動団体等への協会員加入の促進
- ・ 区単位の連絡協議会等の設置による各団体間の連携の強化
- ・ 市民活動への相談・活動支援

.....など

## 千葉市

- ・若葉区地域福祉計画の進行管理
- ・市民活動・ボランティア活動への支援
- ・高齢者、障害者、児童等の個別計画等との有機的な連携
- ・行動や参加に制限のある方を含む全ての市民が、望む暮らしを実現するための施設、設備、仕組みの整備
- ・学校、公民館、福祉施設等の公的施設の地域開放



.....など

## 若葉区地域福祉計画推進協議会（仮称）の設置

若葉区地域福祉計画の円滑な実施を図るため、「若葉区地域福祉計画推進協議会（仮称）」を設置します。

同協議会は、区計画に関する情報の拠点として、情報交換を通じて計画に基づく取組の成果を共有しながら、課題の把握や今後の取組についての議論を行うほか、関係者間の連絡調整などを行います。

- ・ 区の地域福祉計画の取組状況の把握と推進に向けた検討
- ・ 地域福祉の活動団体間の情報交換、連絡調整
- ・ 行政機関や社会福祉協議会との連絡調整
- ・ 区の地域福祉計画に関する広報

.....など

委員は、地域住民（公募）、町内自治会、民生・児童委員、社協地区部会、老人クラブ、NPO、ボランティア団体、社会福祉事業者、学校関係者などから幅広く選定します。



## 若葉区地域福祉計画

発行	平成18年3月
編集・発行	千葉市 保健福祉局 保健福祉総務課 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1
電話	043-245-5158
FAX	043-245-5546
電子メール	<a href="mailto:somu.HW-kc@city.chiba.jp">somu.HW-kc@city.chiba.jp</a>